

加賀市 農業委員会 だより

No.10

2022.07 発行

加賀市農業委員会

〒922-8622

加賀市大聖寺南町二 41

加賀市市役所別館 4 階

TEL 0761(72)7915

FAX 0761(72)7991



記事

- 献穀田御田植式が開催
- 農業委員・最適化推進員による転作確認を実施
- 全国農業委員会会長大会が開催
- 農業委員会の仕事 農地法第4・5条
- コラム「取れすぎ野菜？」

表紙

ひまわり（写真提供：土山ぶどう園）

献穀田御田植式が開催

新嘗祭へ早乙女お手植え
加賀で10年ぶり 津川さんの献穀田

天皇陛下が秋の収穫に感謝する宮中行事「新嘗祭」(11月23日)に供える米の苗を植える「御田植式」が5月15日、南郷町、津川与三衛さんの献穀田でありました。中村加賀市農業委員会会長をはじめ、宮元陸市長らが出席し、収穫の無事を祈りました。

今年の県内の献穀田は、加賀市と宝達志水町の二カ所。植えられたものは県のブランド米「ひやくま」で、皇居で10月下旬に納められ、皇室内に納められます。



田植の儀を行う「早乙女」

農業委員・最適化推進員による 転作確認を実施

加賀市の転作確認については、例年6月にJA加賀、農業共済、南加賀農林総合事務所、加賀市で協力分担し実施しています。

今年から農業委員会活動の取り組みとして、加賀市担当分の町・地区に於いて、担当・出身地区の委員で参加が可能な方を募り、6月1日～15日に地区を分け、市職員とペアになり確認を実施しました。該当農地の所在が分かりづらい場所でも、地元委員に案内のもと実施しました。



地図を見ながら現場で作付け確認

全国農業委員会会長大会が開催

令和4年度全国農業委員会会長大会が5月31日、東京都の渋谷公会堂で開催され、全国から約千二百人が参加し、石川県からは中村会長をはじめ事務局を含む10人が参加しました。

当日は、農地集積や遊休農地解消の目標達成に向けた新たな最適化活動の実践事例の発表が行われました。更に5月に可決・成立した人・農地プランの法定化や下限面積の撤廃等の農地関連法に関する要請決議など4つの議案が採択され、農地利用の最適化の取り組み強化に向けて意気込みを新たにしました。大会終了後は、石川県選出国会議員に対して決議された議案について要請を行いました。



特集

農業委員会の仕事

農地の転用許可

前回、農業委員会の仕事のひとつとして、農地法3条・農地の売買・貸借等についてご紹介しました。今回は農地の転用のお話です。

農地転用の法律と内容

今回農地の転用についてはは農地法第4・5条に定められています。

加賀市には市街化区域・市街化調整区域が無く、「非線引き区域」と呼ばれている区域になる為、農地を転用しようとする者は加賀市農業委員会を経由して許可権者である石川県知事に許可申請を行います。

許可申請者が農業委員会に相談し、農業委員会が申請書を点検・受理後、現地確認等を経て、総会で許可相当・不許可相当を審議し意見を決定します。

いわゆる「青地」の農地は転用できません。

許可申請者と許可者の関係

農地法	許可申請者	許可者
4条	所有している農地を転用する場合	石川県知事
5条	他人から農地を購入又は借用して転用する場合	石川県知事

毎月の委員会定例総会では、「白地」に属する農地の転用について、各申請の転用目的や、周辺の農地に影響が無いかなど様々な観点からチェックし、許可の可否を審議します。農業委員会は決定した意見を申請書に付して石川県知事へ送付します。

例外として、道路整備などの公共事業や、鉄道・電気・通信事業などのインフラにかかるもの、200平方メートル未満の農業用施設用地への転用については届け出は必要ですが、許可は不要となります。

また、農地の転用許可で面積が30アールを超える場合は農業会議、4ヘクタールを超える場合は国土の事前協議も必要となります。



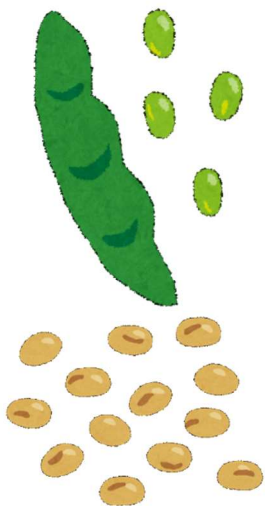
農地の種類と転用の関係

農地の種類			許可の可否	転用の難易度
青地	農用地区域内農地	加賀市が定める農業振興地域整備計画に於いて農用地区域とされた農地。	不許可	転用出来ません
白地	第1種農地	補助金を使って整備した農地や、10ha以上の一団の農地など、生産力の高い良好な農地。	原則不許可	高 ↑ ↓ 低
	第2種農地	市街地として発展する環境にあるものや、土地改良事業等の対象となっていない生産力の低い小団地の農地。	（但し、条件が整えば許可の可能性あり）	
	第3種農地	加賀市が定める用途地域（土地の利用の方法によって住宅地、商業地、工業地などに分けられた地域）内の農地。	原則許可	

「グラム」取れすぎ野菜？」

野菜を耕作している人は、収穫時期に大量に取れた野菜を違うメニューで飽きずに食べたいものです。

今回のテーマは、大豆です。大豆は、転作物で、加賀市でも153ヘクタールほど、耕作されています。一般に、大豆は、発酵食品の貴重な原材料となります。納豆、味噌、醤油、豆豉など、幅広く利用されています。特に納豆は、アジア、アフリカで広く食べられています。このように発酵食品や豆腐や豆乳にまで加工すれば、世界中で広く食べられています。豆の形をした茹で（蒸し）大豆を食べる民族は日本民族だけなのです。枝豆、煮豆等日本の定番なのです。驚きました!!



この大豆には、タンパク質も、鶏肉の90%ほど含まれていますし、脂質は、豚肉の半量です。また、三大栄養素の他

に大豆サポニンや、大豆イソフラビンが含まれています。両者とも抗がん作用があります。(サポニンは、溶血作用がありますが、大豆サポニンにはその作用がありません。)その他に、大豆イソフラビンは、骨粗鬆症や更年期障害を改善する効果があります。もちろん、カルシウムやカリウムも豊富です。ですから、大豆は毎日適量(大豆として80〜100グラム)食べたいものです。



しかし、正直、料理が面倒です。夕食の後片付けの時間に、30分茹でて、それをまるのまま、もしくは、フードプロセッサーで潰して、冷凍しておく料理のハードルもうんと低くなります。小分けしておくのがコツです。潰さないものは、サラダや、炊き込みご飯や煮物に適量加えています。潰したものは、ハンバーグや、つくねに肉・魚の1/3〜1/2を加えます。さらに煮豆も、簡単

です。解凍した茹で大豆300グラムに乾燥塩昆布20グラムと蜂蜜50グラムを加えるだけです。ゴマ油や、中華ダシを加えても、味に変化が付きませぬ。

環境問題が叫ばれた当初から京都大学の家森教授は「大豆は地球を救う」とおっしゃっています。たくさん収穫された大豆を邪魔にしないで、皆さん、いろんなメニューに挑戦なさって下さい。

(田端委員)



編集後記

相続登記しない土地が問題となっており、令和6年4月から、相続を知った日から3年以内の相続登記の義務化等が実施され、これに違反すると過料が課せられます。

相続登記を放置すると、不動産を売却・担保化できない、権利関係が複雑になり子供や孫が後々困るなどのほか、東日本大震災後の復興事業では、用地買収の妨げとなりました。